

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第 1 号から認第 11 号までの平成 21 年度下田市各会計歳入歳出決算認定 11 件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員長、岸山久志君より特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

6 番。

〔決算審査特別委員長 岸山久志君登壇〕

決算審査特別委員長（岸山久志君） おはようございます。

議長の通告どおり報告させていただきます。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 認第 1 号 平成 21 年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。
- 2) 認第 2 号 平成 21 年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第 3 号 平成 21 年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 4) 認第 4 号 平成 21 年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
- 5) 認第 5 号 平成 21 年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 6) 認第 6 号 平成 21 年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第 7 号 平成 21 年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第 8 号 平成 21 年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

9) 認第9号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

10) 認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

11) 認第11号 平成21年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

## 2. 審査の経過。

9月14日、15日、16日、17日、21日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、野田教育長、山崎会計管理者兼出納室長、糸賀企画財政課長、鈴木総務課長、原市民課長、河井税務課長、平山健康増進課長、清水福祉事務所長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長、滝内上下水道課長、内田監査委員事務局長、土屋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第3号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成21年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成21年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

11) 認第11号 平成21年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

平成21年度各会計の決算審査について。

1. 市長に提出を求めた資料。

1) 市税及び各種使用料等の調定額に対する収入状況(収納率100%未満のみ)。

2) 20・21年度決算における滞納者リスト(使用料を含む)。

3) 21年度決算時点の起債残高。

4) 20・21年度決算における繰上償還の実績。

5) 工事費(すべて)及び委託料(30万円以上)の予定価格に対する落札率に関する資料。

6) 借地料(行政財産)に関する資料。

7) 市有地貸し付け(占用料除く)に関する資料。

8) 委託料の業者別一覧表。

9) 臨時職員配置及び人数に関する資料(職種・所属先・金額)(平成21年度末現在のもの)。

10) 公共施設の耐震診断の実施状況と補強工事の進捗状況に関する資料。

- 11) 観光イベント等、入り込み状況の推移に関する資料(5カ年の推移)。
- 12) 下田市観光協会補助金と協会の決算に関する資料(5カ年の推移)。
- 13) 年度別下水道使用水量及び無効水量に関する資料。
- 14) 下水道加入状況(個人、業種別、加入の実態)。
- 15) 上水道、無効水量に関する資料(5カ年の推移)。
- 16) 国民健康保険、資格証明、短期証明件数に関する資料(5カ年の推移)。
- 17) 生活保護世帯数、人員数に関する資料(5カ年の推移)。
- 18) 古紙等のリサイクル売却益に関する資料。
- 19) 介護保険サービスの利用状況に関する資料。
2. 現地調査実施箇所。
  - 1) 地域子育て支援センター建設工事(福祉事務所)。
  - 2) 総合福祉会館屋根塗装修繕工事(福祉事務所)。
  - 3) 古紙類ストックヤード建設工事(環境対策課)。
  - 4) 下田公園整備事業(園路整備工)(観光交流課)。
  - 5) 下田公園あじさい園整備工事(さく設置工)(観光交流課)。
  - 6) 下田公園あじさい園整備工事(案内板整備工)(観光交流課)。
  - 7) 下田公園あじさい園整備工事(植栽工)(観光交流課)。
  - 8) 爪木崎水仙園整備工事(観光交流課)。
  - 9) 爪木崎水仙園(案内板)設置工事(観光交流課)。
  - 10) 急傾斜地崩壊対策事業負担金(河内諏訪地区)(建設課)。
  - 11) 市道土浜高馬線舗装補修工事(西本郷)(建設課)。
  - 12) 敷根公園テニスコート改修工事(経済危機対策分)(建設課)。
  - 13) 査定第19号市道大浦鍋田通線道路災害復旧工事(建設課)。
  - 14) 県営街路事業負担金(下田港横枕線)(建設課)。
  - 15) 中学校ICT環境整備事業(稲生沢中学校)(学校教育課)。
  - 16) 稲生沢中学校屋体改修工事(防水工事)(学校教育課)。
  - 17) 稲生沢小学校アスベスト撤去工事(学校教育課)。
  - 18) 浜小電子黒板調査研究事業(学校教育課)。
  - 19) 小学校ICT環境整備事業(浜崎小学校)(学校教育課)。
  - 20) 市民文化会館改修工事(生涯学習課)。

- 21) 市民文化会館映写機購入(生涯学習課)。
- 22) 長瀬取水場蓄電池交換整備工事(上下水道課)。
- 23) 落合浄水場耐震補強工事(ポンプ設備工)(上下水道課)。
- 24) 武ガ浜ポンプ場沈砂設備更新工事(上下水道課)。
- 25) 須崎地区下水道マンホール改修工事(上下水道課)。

### 3. 一般会計における事務事業と決算について。

平成21年度決算規模は歳入総額96億8,658万9,499円(前年度比6.8%増)、歳出総額は92億7,890万7,774円(前年度比5.5%増)となっている。

形式収支は4億768万1,725円、繰越明許費繰越額は共立湊病院組合特別負担金2,000万円を含む2,150万8,700円で、実質収支は前年度に比べ47.3%増の3億8,617万3,025円となっている。

歳入決算額は96億8,658万9,499円で前年度に比べ6.8%の増となった。増額となった主な要因は、国県支出金と地方交付税の増によるもので、一方、減額となった主なものは市税1億950万6,970円で前年度比3.3%の減、市債1億3,300万円で前年度比20.3%の減等である。市債の減は、ごみ焼却炉改修工事の完了によるものが主な要因である。

歳出決算額は92億7,890万7,774円で、前年度に比べ5.5%の増となった。性質別に見ると、義務的経費が43億3,968万4,000円で前年度に比べ5%の増となり歳出総額の46.8%を占めている。増加の主な要因は補助費等前年度比57.2%の増で定額給付金事業、子育て応援特別手当交付金事業等によるものである。減少した主なものは投資的経費が7億3,951万3,000円で前年度に比べ29.3%の減で、主な要因は、ごみ焼却炉改修工事の完了によるものである。

決算収支の状況。区分、平成21年度当初予算額、平成21年度決算額、平成20年度決算額、平成19年度決算額。歳入総額82億600万円、決算額96億8,658万9,000円、90億6,737万3,000円、90億5,976万4,000円。歳出総額82億600万円、92億7,890万8,000円、87億9,412万1,000円、87億8,313万3,000円。歳入歳出差引額ゼロ、4億768万1,000円、2億7,325万2,000円、2億7,663万1,000円。実質単年度収支、21年度1億9,426万5,000円、1億2,019万8,000円、2億1,056万6,000円。

市債は5億2,340万円で、平成21年度末の地方債現在高は86億1,676万円となり、前年度に比べ6.5%減、5億9,688万3,000円の減となっている。一般会計、特別会計合わせた平成21年度末の市債残高は200億5,209万4,000円となり、前年度と比べ9億9,406万9,000円の減となった。

行政の方向性を求める最も重要な経営戦略会議に関しては、形骸化しないように会議のあり方の検討が求められている。

市役所職員についての、下田市職員安全衛生委員会が1回も開催されていない。職員の健康に配慮する市役所、職場づくりに努力をすべきである。

平成21年度より庁舎建設基金へ毎年1億円を積み立てる方針が説明され実行された。年度末残高は1億6,742万9,128円である。

収入未済額の主なものは、市税6億8,635万8,204円で前年度対比2億1,496万4,902円の減である。予算現額と収入済額との比較では1,813万8,206円の増である。不納欠損処分は厳正に進め、収入未済額の徴収には実効性のある対策等、収納率の向上と累積滞納額の縮減に努め、税込確保に一層の努力を望むものである。

市税等の自主財源は、41億6,294万4,000円で、前年度対比はマイナス1,866万3,000円、率でマイナス0.4%の減となり、構成比では自主財源は43%で前年度対比マイナス3.1ポイント悪化した。

入湯税は、調定額9,398万9,500円、収入済額は8,244万2,103円、収入未済額は1,147万1,087円、前年度と比較して101万9,733円減少している。この税の性格からも観光政策の推進とともに一層の収納確保の努力が望まれる。

サンワーク下田の敷地内に「地域子育て支援センター」が外構工事、備品等を含め総額4,060万4,428円で建設された。今後の利活用を期待する。

生活習慣病対策は生活習慣の改善やがん対策が望まれている。しかし、各種がん検診の受診率は20%台と低率である。また、検診の結果を本人に返すだけでなく、その後の指導や医師との連携による健康日本一のまちづくりが望まれる。

保健師の体制を見ると、健康づくり係5人、介護保険係2人、そして福祉事務所に1人、計8人が配置されている。サービス体制が強化されつつあるが、そのサービスの範囲が拡大しており、一層の体制強化が望まれる。

虫歯予防対策については、弗素洗口が保育所4歳、5歳児と幼稚園4歳、5歳児の希望者に実施された。永久歯の虫歯予防の面から小学生までの学校での予防活動に拡大していくことが望まれる。

古紙類など有価物については、早急にストックヤードを設置し、適正な価格で販売すべきとの長年の要望を受け、本年1,199万9,400円で建設された。このことにより、近隣自治体で無償引き取りされているが、当市では有償で処理できているとの報告もあった。平成19年

度より実施された市指定ごみ袋の有料化に伴い、可燃ごみは有料化前と比べると、およそ年間1,000トンほど減少してきている。

観光費は1億4,979万2,813円で、平成19年度、20年度と年々増加してきているが、宿泊数は86万6,118人（平成20年度111万7,473人）と大幅に減少している。原因は台風等による天候的なものや高速道路の土、日曜日1,000円化による遠距離旅行等が考えられるが、多様化する現在の観光客のニーズに対応する施策が求められる。

下田公園あじさい園整備工事は998万2,350円で実施された。案内板整備工の事業費にウエートがかかり過ぎているとの指摘もあり、設置について見直しをした結果、植栽工、さく設置工、園路整備工とバランスよく執行された。

黒船祭執行会補助金1,200万円は前年度と比べ大幅増となっている。景気低迷による寄附金の減少によるものが要因であるが、黒船祭は国際的にも親善行事としての役割を担っているため、幅広い資金集めを考えるべきである。また今後は旧町内ばかりでなく市全体がにぎわえるような工夫も必要である。

海水浴場は下田市にとってきれいな海をアピールできる観光施設であるが、観光客のニーズが変わってきているので、その対応を考えるべきである。

農林水産業関係については、特に有害鳥獣対策のより一層の強化が求められた。そのためには、駆除するだけでなく、イノシシ肉やシカ肉を商品化し販売するところまでの一貫した体制をつくり上げる必要性が強調された。

商工関係においては、住宅リフォーム振興事業やプレミアムつき商品券発行事業、地場産品販路拡大事業など種々行ったが、市内経済の仕組みを時代の流れに合わせ変えていくような長期的な政策も必要であるとの意見が出された。

(21) 県の補助金を受けている放課後子どもプランは、平成20年度、21年度と2年続けて事業実施されていない。初期の目的どおり実施されたかという観点から見れば未達成であり、議会の議決を軽視するというに通ずる。予算の積算及び執行に対し、より適切な対応が求められる。

(22) 市民文化会館は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、大ホールの外壁、大会議室屋根、小ホール屋根及びスライドドア等、老朽化の改善工事及び映写機取りかえが6,224万6,100円で実施された。なお、内部の照明や音響設備の老朽化の改修は進んでいない。特に照明や音響は、大ホール使用中、故障することが許されない設備であり、至急実施すべきである。

(23)教育施設のテレビのデジタル化は、174万9,300円で、小中学校はほぼ実施されたが、幼稚園・保育所の実施がされていない。平成23年7月までに実施されるべきである。

#### 4. 各特別会計等決算について。

公共用地取得特別会計決算について。

懸案である下田駅前旧バスターミナル用地の有効利用等について、平成22年3月23日に公共用地有効利用ワーキング会議を開催している。行政が直接駐車場経営をすることも検討したが、大きな財政出動が想定されるため結論に至っていない。今後も引き続き努力を求める。

国民健康保険事業特別会計決算について。

国民健康保険制度は、平成20年度から老人保健制度にかわり、75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度が開始され、退職者医療制度等の改正から2年目を迎えた。年度平均加入世帯は5,610世帯、前年度より191世帯減となり、年度平均被保険者は9,705人で、前年度と比べ210人の減となっている。医療給付費は20億6,527万8,648円で、前年度比9,318万5,565円減額、また1人当たり医療費は25万5,974円で前年度と比べ1万6,618円減となっている。

歳入総額は調定額で40億7,557万2,923円、収入済額35億870万4,217円、収入未済額5億4,657万3,845円で不納欠損額も2,029万4,861円となっている。収入未済額の減少に努力すべきである。

保険税の調定額は14億2,441万7,325円で、収入済額8億5,805万9,233円で収入率60.2%である。20%の滞納世帯分を80%の世帯がその分まで負担することになり、滞納が増える悪循環になっている。収入率の改善が求められる。

滞納の結果、短期保険証交付対象世帯が636世帯となっているが、すべての人が保険適用されるように改善されている。

国保診療報酬支払準備基金は、本年4,300万円の増加で、平成21年度末で1億6,379万7,788円となっている。また、平成21年度決算において、1億8,013万990円の黒字額となっている。

介護保険特別会計決算について。

介護保険制度発足10年、第4期介護保険事業計画の初年度として、月額基準保険料3,200円が2,750円に450円引き下げられた。

地域支援事業が保健師2人、主任ケアマネジャー、社会福祉士の4人体制で実施された。本事業の支出済額は3,705万1,982円で歳出総額に対して構成比1.99%である。介護予防のた

め通所型介護予防事業等により一層の事業の推進を望むものである。

高齢者（75歳以上）の4人に1人がひとり暮らし老人（4,328人中1,120人）で、社会との関係が断絶されがちである。安否確認だけでなく、在宅介護サービスの推進が求められる。

特別養護老人ホーム等の施設入所希望者148名が待機者となっている。その解消が望まれる。

後期高齢者医療特別会計について。

後期高齢者医療は平成20年度から75歳以上の者を対象とする制度として開始された。しかし、平成25年3月での廃止が予定されている。県全体を一体とした静岡県後期高齢者医療広域連合が保険者として執行されている。

歳入合計は2億8,670万2,369円、歳出合計は2億8,341万2,250円、歳入歳出差引額329万119円で、一般会計からの繰入金は6,809万9,000円である。

平成21年度1人当たり医療費は74万1,478円で、広域連合平均74万8,322円を下回っている。1人当たりの医療費の県内市町の最高額は81万3,003円、最低額は58万3,831円である。

下水道事業特別会計決算について。

本年も新築、法人を除く一律7万円の接続助成金制度を継続し、44件308万円の助成が行われた。前年度と比べ、半数の申請であった。

公共事業費は2,115万6,905円で幹線管渠築造183メートル、単独事業費は1,877万485円で、枝線管渠築造136メートルの管渠築造工事が行われ、認可計画面積298.70ヘクタールに対して、整備済み面積は262.24ヘクタール、87.8%となった。

収入未済額は、受益者負担金の1,067万9,720円（うち納期未到来分731万2,600円）、使用料は1,236万7,433円で、それぞれ受益者負担金93万6,730円、使用料は62万9,374円の改善がなされているが、健全な下水道事業運営のためにも、さらなる未収金の縮減に努めるよう要望する。

繰上償還は総額2億4,126万7,284円で、その内訳は年利5%以上6%未満の財政融資資金であり、銀行等縁故資金により2億1,800万円の借りかえを実行した。平成21年度実施分において、4,501万3,070円の利子が軽減され、平成19年度から平成21年度の3カ年全体では、7億7,455万8,287円の軽減となった。

水道事業会計について。

平成21年度より使用料が改正され、総収益は6億9,365万739円で、前年度に比べ4,864万2,120円（7.5%）増加し、9,867万5,845円の当年度純利益が計上された。なお、起債残額は

31億8,197万5,717円である。

人口減、観光客入れ込み数減等の影響で、年間有収水量は398万8,338立方メートルで、前年度より12万9,703立方メートル減少しているが、有収率は76.5%で前年度より0.1%改善されている。本年は配水管改良工事において石綿管161メートルの取りかえを行い、石綿管比率は9.67%になり、残り18.6キロとなった。

施設利用率も年々低下していく中、施設の老朽化、耐震化事業などの施設設備に莫大な支出が見込まれ、水道事業経営は厳しい状況が予想される。今後はさらなる改善合理化を図り、市民への安定した安全・安心の水の供給に努めるよう望むものである。

以上です。

議長（増田 清君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

議席へお戻りください。ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 平成21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 認第1号 平成21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定とすべきであるとの討論を行いたいと思います。

まず、大久保婦久子さんの実の姉であります神谷ち恵さんの遺言執行人からいただきました寄附金3,000万円のうちの2,000万円は、共立湊病院の医師招聘のための寄附としていただいたと、こう市長は言ってきたわけであります。年度末の3月26日かと思いますが、共立湊病院組合のほうから請求書が届いたと、こういうことで、しかし、指定管理者の指定がなされていないので支出することができないと、明許繰越をするんだと、このような措置をとったわけであります。

ここに2つの大きな問題点があると思います。1つは、支出の確定していないもの、不正な請求書によって明許繰越をしたと、こう言っているような内容となっているわけであります。なぜなら自治体から寄附金を他の病院組合に支出するということは、法的に許されてい

ないわけでありませう。したがって特別負担金だと、病院組合理約13条2項によりませう特別負担金という規定はありませうで、臨時負担金という規定を言いかえて特別負担金だと、こう言っているわけでありませう。

しかし、この規約によれば、それぞれの管理者、首長間で協議をして決定をし、これを議会に諮って初めて執行ができる、こう規定をしているわけでありませうが、議会を開くいとまがない、したがって管理者の専決で請求書を発行する、こういう措置をとっているわけでありませう。この措置自身が自らの規約に照らして間違っているということは明らかであると思いうわけでありませう。

第2は、指定管理者が定められていないので支出できない、こう申してきたわけでありませう。本年7月1日、臨時議会で社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスを公立湊病院の指定管理者に決定を定めたわけでありませう。しかし、8月25日には県当局から社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスは静岡県において医療行為ができない団体であると、こういう通知が届き、市長もそのことは承知をしていたわけでありませう。指定管理者の指定の資格がない団体を指定したということをして市長は8月25日段階で既に明らかに承知していたと、こう言えると思いうわけでありませう。ところが本年の8月30日に支出をすると、こういうことをしているわけでありませう。まさに21年度におきませう繰越明許の措置によって次々と違法な間違った手続を踏んできている、こういう点が第1点、21年度決算を認められない大きな問題を含んでいると思いうわけでありませう。

次に、職員及び市民の安全、生命の保障をどうしていくか、こういう課題が大変なおざりにされてきたといえると思いうわけでありませう。ハンディーを持った職員が勤めていられないという、働いていられないという実態が如実にあらわれていると思いうます。市役所職員について平成20年7月11日、公務中に市長室において脳出血で倒れた職員、中堅職員でありませうが休職中の職員、そして平成22年1月19日、また平成22年6月19日にも職員が自ら亡くなっているわけでありませう。このように1年余りの間に3名の職員が職場を去らなければならない、こういう事態が生じているにもかかわらず、下田市職員の安全衛生委員会は1度も開催がされていない、こういうことになっているわけでありませう。このような職場であっていいのうか。市民の命や安全を守る職員のこの現状をきっちりと改善をしていくという姿勢が必要であると思いうわけでありませう。

次に、3点目としまして、長い間、決算委員会や議会も指摘してまいりました公平な競争による豊かな町をつくっていかう、この精神が毎年々なおざりにされてきていると思いうわけ

であります。随契の是正を求めてきているにもかかわらず、これが一向に改まっていない、こういうことが言えようかと思えます。

また、市民の安全を図っていく、地震に対する耐震政策を27年度までにきっちりと実施ができるようにしていかなければならない、こういう課題が目の前にあると思いますが、この取り組みも全く不十分であると、こう言わざるを得ないと思えますし、幼稚園や保育園の整備計画は、まさに整備計画ではなく廃止計画だと、耐震工事のお金がないので廃止をしていくんだと、こう言ってもいいような疑問を投げかけざるを得ないような内容となっていようかと思えます。

このような点からいいまして、21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定は、不認定とすべきものであると申し述べなければならないと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番（土屋雄二君） 平成21年度一般会計について賛成答弁をいたします。

共立病院の関係ですが、故神谷ち恵さんの遺言執行人から共立湊病院新病院の医師等の派遣のための財源として指定寄附された浄財であり、寄附者の意向に沿って執行すべく議会の手続を経て適正に予算措置されたものであり、指定寄附の目的に即して適正に予算執行するため繰越明許の予算措置を行ったものであり、その対応に瑕疵なく適正厳正に経理されたと判断するものであります。

また、職員の件は非常に不幸なことだと思い、お見舞いを申し上げます。職員の健康管理は基本的に自己管理が大原則で、これをフォローするために市役所では毎年定期健診を実施しております。異常があれば再受診して結果を所属の長に報告するシステムが確立されております。21年度は職員安全衛生委員会は開催いたしません、職員の健康管理に配慮しております。

平成21年度決算につきましては、各事項の執行についてはおおむね適法に執行されていることを確認できましたので、本決算に対して賛成をいたします。

議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

11番。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） 平成21年度の決算に反対の意見を申し上げます。

大方、沢登議員と同じでありますけれども、細かいことですが二、三申し上げます。

まず、あずさ山の家の井戸水、井戸水はこれは市の水です。これは何回もいろいろなことではっきりしております。それで市の水であるから売却はトン5,000円で売却するということになっておりますけれども、ところが業者の折り込み広告には、自社の水耕栽培に使用して野菜を栽培しているとありますけれども、決算においてはボトルに詰めた水の20トン、10トンが2回ということで、それを連絡を受けたのみで、それを予算計上しております。これも指摘をしました。それで市の財産を販売したのに対して業者の申告を受けただけで計上したのは、これはやっぱり職務怠慢であると思います。

また、21年度の予算においても消防団の半鐘撤去時においても過去の撤去額の10倍近い予算があるということで指摘しておいても、実勢の契約の範囲の中で違法性なしとした、このように指摘無視で行革、経済観念なしであります。

その他に関しても、それぞれ今までにも指摘してきましたが何ら改善も見られません。当局の怠慢や指摘無視で反省することが少なく、法、条例、規則、規程、要綱に反した行政運営が行われた21年度決算は認められません。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、認第1号 平成21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第2号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第3号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第4号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 認第5号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論をさせていただきます。

国民健康保険事業は、皆さんご案内のように、農業者や漁業者、あるいは商店主や退職された方など、一般的に言って収入の少ない方々が加入する保険の制度となっていようかと思えます。加入世帯5,610世帯、9,700人余りが加入をしているわけであります。

この会計の医療給付費は20億6,527万円余りであります。1人当たりの医療費は25万5,974円と、前年度より1万6,618円減となっているわけであります。この面だけ見ますと大変正常に運営がされていると、このような側面があるわけでありますが、保険税の調定額は14億2,441万円余りに対しまして収入済額は8億5,805万円で、その収入率は60.2%であります。まさに4割の方が、金額で言いますと滞納をしているという実態になっております。20%の世帯の分まで80%の世帯の人たちが負担をしなければならないという実態になっております。そして、その滞納額がますます増えていくという悪循環を迎えているわけであります。今日の滞納額は5億4,656万円、5億円を越すものとなっているわけであります。そしてその一方で、平成21年度決算では1億8,013万円の黒字決算であり、国民健康保険のこの医療報酬の支払準備基金、いわゆる基金は4,300万円を積み増しをし1億6,379万円余りとなっているわけであります。

まさに徴収率の改善が第一に求められるところは、だれしも異論のないところであると思えますが、この実態からいきますとまさに保険税の取り過ぎであると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。6,000万円あれば1世帯当たり1万円のこの保険料の削減が、切り下げることが十分できるわけであります。このような実態からいきまして、この国保会計の運営のより一層の改善を求めていくべきであると思えます。

こういう観点からいまして、この国民健康保険事業の決算は不認定とすべきものであると討論をさせていただくものであります。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番（土屋雄二君） 下田市国民健康保険事業特別会計の賛成討論をいたします。

国民健康保険は相互扶助による医療制度の最後のとりでだと思います。国民健康保険の安定的な運営が行われることによって市民の安心、納得、信頼を得ていくものと考えます。収納率が60%ということですが、滞納分を含めての数字で、現年度分は86%です。税の公平公正という面で満足できる数字とは言えませんが、私は以前、一般質問で納税課をつくって収納の一本化を図るべきと発言し、税務課に収納係ができました。収納になお一層の努力をお願いしたいと思います。

基金については、インフルエンザなどの伝染病の蔓延等を考慮し、必要な基金だと思います。

平成21年度決算につきましては、各事業の執行についてはおおむね適正に執行されていることを確認できましたので、本決算について賛成いたします。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、認第5号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成21年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第6号 平成21年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成21年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 認第7号 平成21年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、不認定とすべきの討論をさせていただきます。

平成21年度決算額におきまして792万円余の黒字であり、かつ、介護保険の介護給付費の準備基金は、7,172万円余りを取り崩しましても2億8,058万円余り基金があるわけであります。そしてその一方で、特別養護老人ホームなど施設入所の待機者は148名もいらっしゃるわけであります。月額基準保険料は3,200円から2,750円と450円引き下げられ、県下でも一番安い保険料と、こういうぐあいに言えようかと思うわけであります。しかし、この裏に隠されている問題が、大変深刻な問題が私はあると思うわけであります。

その一つは地域支援事業、介護の予防事業といえますこの保健事業に保健師2人、主任ケアマネジャー1人、社会福祉士1人、計4人ということで体制も徐々に整えられてきていようかとは思いますが、まだまだ不十分であると思えます。地域支援事業の支出総額は3,705万円余り、まさに構成比の1.95%しかないわけであります。一層の充実が求められる。まさに75歳以上の方の4人に1人がひとり暮らし老人であると、こういう実態にどうこたえていくのかという点から見ますと、全く不十分であると思うわけであります。

在宅介護の点におきましても、今申し上げたとおりでありまして、まさに保険あってサービスなしと、こう言われたいような特段の努力が、改善が望まれていると言えらると思うわけであります。

そういう点からこの介護保険の特別会計の決算認定は不認定とすべきものであると、こう

申し述べさせていただくものです。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番（土屋雄二君） 認第7号 下田市介護保険事業特別会計の賛成討論を行います。

平成12年度から始まった介護保険制度は、平成21年度に10年目を迎えました。介護保険制度は今後高齢化がますます進む状況にあり、計画的な運営が必要です。特別養護老人施設に入所を希望している待機者が148人につきましては、在宅ケアサービスを行っておりますが、一日も早い抜本的な解決が望まれます。

平成21年度決算につきましては、各事業の執行についてはおおむね適法に執行されていることを確認できましたので、本決算に対して賛成をいたします。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、認第7号 平成21年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第11号 平成21年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第11号 平成21年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

以上で、認第1号から認第11号までの平成21年度下田市各会計歳入歳出決算11件の決算認定については、全部終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 7分休憩

午前11時17分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、過日、それぞれ常任委員会に付託いたしました議第42号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、発議第7号 下田市林道管理条例の制定について、議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第44号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第45号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第50号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上12件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めま

す。

まず、産業厚生委員長、鈴木敬君の報告を求めます。

5番。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 発議第7号 下田市林道管理条例の制定について。
- 2) 議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第45号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。
- 4) 議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。
- 5) 議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。
- 6) 議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。
- 7) 議第50号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。
- 8) 議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。
- 9) 議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

2．審査の経過。

9月24日、27日の2日間、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、また、発議第7号の提出者である沢登英信議員の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 発議第7号 下田市林道管理条例の制定について。

決定、否決。

理由、原案の一部に不十分な点があると判断した。

- 2) 議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第45号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第50号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

1番。

1番(沢登英信君) 発議第7号 下田市林道管理条例の制定について、その否決の理由が原案の一部に不十分な点があると判断したと、こういうことでございますが、具体的にどこがどう不十分であったのかお答えをいただきたいと思っております。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長(鈴木 敬君) 産業厚生委員会は今回の林道管理条例の審議に当たり、

前回の委員長報告のときに否決した理由の中で、補足説明の中で2点ほど述べておりますが、1点は公害防止協定の取り扱いの経緯などを見ながらということと、2点目は下田市当局にも働きかけてという点を指摘しております。このような観点から産業厚生委員会においては、提案者の説明と同時に産業振興課長及び環境対策課長からいろいろ今回の発議第7号についての、条例文についてのさまざまな点についていろいろ意見を聞きました。

そのような中で出てきた問題としていろいろ指摘がありました。特に第4条の問題においては、起終点が公道に接する林道を夏期渋滞時に迂回路として利用する内外の車両の使用は許可が必要かなどという点だとか、あるいは第5条では、関係法令の基準に適合した既設産業廃棄物処理施設の操業のための車両の通行を許可する場合、その施設が自然環境の保全に支障を来さない施設でなければならないという点を踏まえた上で、その自然環境の保全に支障を来すということがどのような基準で判断するのかというふうなことで、判断基準を決めなければいけないのではないかとということとか、あるいは第9条においては条文では大型車の規制を言っていますが、解説の中では中型車と大型車の規制というふうな点が解説の中で述べられていて、こちら辺で中型車が出てきたことに対するちょっと矛盾点が指摘されております。

あるいはいろいろ、9条の第3号ではごみや廃棄物の投棄をすることを禁止しているが、第4号では大型車より小さな車での行為はよいことになっているというふうな点の指摘だとか、あるいは第10条においては、林道の区域内に施設を設ける行為は私有地を制限することになるという、この点について私有地についてをどういうふうにとらえるかという点、あるいは「林道の本来機能を害し」とあるが、各林道とも機能を明確にしなければならない。ここで第10条で最初に、第1条に掲げる条文は林道を適正に管理することを目的に規定したものであり、林道の設置目的を規定したものではないというような指摘などがあります。

また第11条の問題は、林道に接続する土地の施設等の設置許可について、今までの下田市の林道維持管理規則では設置許可については規定していないという点から関すると、現在ある施設についても、それをどういうふうにするのか、取り扱うのかというふうな点についてははっきりした点がないというようなこと、あるいは12条において、「おそれがある」という点、おそれの基準をどのようにするのかという点等々、あるいはまた、事後法であるという点、この林道管理条例が事後法の性格を持っているのではないかとということで、今まで既設の施設をもって営業していた現在自家物については処理できるが、業としての営業をしていないが、とにかくそのような実績を持っているものに対する事後法の適用がいかげなものか

という点の指摘等々がありました。

そのような点の指摘が具体的な条文についての指摘であり、もう一点については、公害防止協定の取り扱いの経緯などを見ながらということで、環境対策課長から現在どのようになっているんだという、公害防止協定というものが現在どのようになっているのかということをお聞きしまして、庁内に検討委員会というものが設けられまして、3区の区長さん等も入った検討委員会が設けられまして、2回にわたり検討委員会を開き、公害防止協定のたたき案というんですか原案もできているというふうなところで、この公害防止協定と林道管理条例の関連性について委員からさまざまな意見が出ました。

そこら辺で、今の時点で林道管理条例を下田市が先行的に制定することに対するいろいろな疑念というものが委員会から出されました。そこら辺が今回否決になった大きな理由であります。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） ただいま討論をいただきましたけれども、何か申しわけないけれども、口の中でごちゃごちゃ言っていて理解ができませんでした。資料として文書にして提出していただけますか。委員長の個人的な見解なのか委員会としてのきっちりしたまとめた見解なのか含めて明らかにしていただきたい、こう思いますがいかがでしょうか、議長。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 委員会としてさまざまな意見が出た中で、当局も含めてさまざまな指摘がなされました。その中で、今言ったような条文についてはいろいろな指摘がなされました。それについて委員会としてはおおむねその指摘を受けたということであり、それについて委員会としてその指摘を全体として文書にまとめるというふうなことはしておりませんし、そのような意見も出ておりません。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに。

1番。

1番（沢登英信君） ちゃんと文書で、僕のメモですと4条から12条までの指摘がありましたので、それらを文書として明解にしていきたい。お手元の資料を読み上げたというような感じの印象がありますので、そこに資料があるんだろうと思うんです。それをご提示いただきたい、こういうことでもあります。

それから、1点目は公害防止協定との絡みで否決したんだと、2点目は当局からの働きかけをしたと、当局の見解と違うので否定をしたんだと、こういう答弁であったかと思うわけであります。そうしますと、公害防止協定とこの管理条例との関係は委員会としてどのようにお考えになっているのか、公害防止協定ができなければ条例もつukれないのか、そういう観点で委員会は議論を進めてきているのかという点をお尋ねをしたい。

それから、公害防止協定との関連は、私が傍聴した限りでは、委員会として結論を出しているような課題ではない。委員長の個人的な見解ではないか、こういう疑念を持たざるを得ないような実態ではなかったかと思うわけです。

議員が発議した議案を自ら検討するのではなくて、当局の言い分を自らの意見として、だから否定をするんだと、こういう姿勢を貫こうということでしょうか。委員会としてそれが、当局の提案がどういうものであるかということの吟味がどのようにされたのかという点について、2点目として再度お尋ねをしたいと思います。

文書として資料を出してくださいよ。そこにあるんでしょう。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

文書について出す必要があるかについての判断は私には今のところありません。むしろどうしても判断せよと言うのであれば、委員会としてまとまった文書形成はしてありませんので、当局からいただいた資料等々に関してならお出しいたします。しかし、委員会の見解としてまとまった文書を出せと言われれば、それは出せません。

1番（沢登英信君） 今、4条から12条までの見解の述べたんでしょう。

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） そのような指摘があったということと言っただけであり、それを委員会の全体の意見として文書として提出するというふうなことは考えておりません。

1番（沢登英信君） 4条について聞き漏らしましたので、どういうことを言われたのかももう一度言ってください。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時41分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、1番、沢登英信君の質疑を続けます。

委員長、答弁をお願いいたします。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 条文については、当局のほうからのいろいろな指摘も踏まえてさまざまな点を質疑しました。それについて結論的に、委員会として一番最後の採決のときに一人一人の委員から意見を聴取しました。採決もしました。その中で、そのような条文についてまだいろいろ質疑する問題があるというふうな点で、今の時点でこの条文を可決することはできないというふうな結論に至ったものであります。それがこの条文についての委員会の質疑であります。

あと公害防止協定と今回の林道管理条例との関連性については、最初に申し述べましたが、委員会としての意見の大勢は、公害防止条例と林道管理条例は密接な関連性を持っているというふうなことで、公害防止条例の進行状況を見ながら、参考にしながら林道管理条例の制定というものもしていく必要があると、そのような観点からいうと、現時点で林道管理条例を制定するということがいかなものかというふうな意見が委員会の大勢でありました。

以上であります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、田坂富代君の報告を求めます。

7番。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 総務文教常任委員会審査報告書。

委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第42号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第44号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

- 4) 議第46号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)。
- 5) 議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
- 6) 議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 7) 議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 8) 議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
- 9) 議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

## 2. 審査の経過。

9月24日、27日の2日間、第1委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、糸賀企画財政課長、鈴木総務課長、河井税務課長、原市民課長、清水福祉事務所長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

- 1) 議第42号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第44号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第46号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって総務文教委員長長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長報告と質疑は終わっております。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第42号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第42号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、発議第7号 下田市林道管理条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する産業厚生委員長の報告の否決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

11番。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） 原案に賛成の意見を申し上げます。

6月に産業厚生委員会の全員が林道管理条例の必要性は確認されて、委員会は当局に働きかけ林道管理条例の作成をし、早期制定を目指すことで意見が一致したとありましたけれども、当局への働きかけが弱く、いまだ提案もされておられません。

林道は公の施設であり、施設の管理条例がないことは、林道管理に支障が出るのが懸念されます。林道の開設は、国県よりの補助と国県の補助残の7割を下田市、3割を開設林道の林内の地権者が負担し、さらに用地は無償提供され、森林法の規定で林道は開設されています。

林道は、市道などとは違い構造的に勾配区間が多く、線形もきつく、路盤工の基準の低い道路であります。産業厚生委員会は、林業振興だけではなく産業道路、生活道路、観光道路など多面的に使用するために制限はできないとしています。林道は一般の通行を目的とした道路ではなく、構造上は森林法の規定で開設されていること、開設林道の林内の地権者が林道施工を優先使用は当然であり、この道路沿いの林業以外の開発などには道路の構造上一定の道路の使用を許可制にする必要があること。

今回の条例案は、6月厚生経済委員会で指摘された点はすべて訂正されています。公の施設である林道管理条例の制定について賛成といたします。

以上。

議長（増田 清君） 次に、原案に対する反対意見の発言を許します。

8番。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番（土屋 忍君） 林道管理条例は、林道を公道として扱う場合、条例は必要であろうという多くの人の意見の中、3月に引き続き今回、議員発議が出されたわけですが、今回出された条例案に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

大きく分けて3点ほどございますが、林道管理条例は林業振興のため林道を良好な状態で維持管理するという大目的があるわけですがけれども、産廃という問題も大きなポイントとなっております。

その点において、まず第1点目に、既に営業目的で法にのっとり施設を維持している業者がそこに存在する中で、後から大型車の通行禁止をうたった場合、事後法の禁止の観点から大きな問題につながるということが考えられます。つまり訴えられるという可能性が大きいわけでございます。

次に、2点目といたしましては、第11条において林道または林道に隣接する土地の工作物の設置許可をうたっておりますけれども、隣接する土地まで規制することができるのかということ、また条例文の解説にもありますけれども、他の都市からの大型車による産廃等の搬入を規制する意味があるという説明がございましたけれども、市内かまたは市外かの判別には常時市によるチェック体制を整える必要があり、不可能であるというふうに思われます。

次に、3点目は、現在進行しているY Tとの公害防止協定とはリンクしている部分もあり、現段階ではそちらの動向を見てから条例を制定する必要があるのではと考えております。

以上の理由から今回の林道管理条例の制定には反対をさせていただきます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、発議第7号 下田市林道管理条例の制定については否決されました。

次に、議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第44号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第45号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第45号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第46号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

発議第 8 号～発議第 11 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第 8 号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出について、発議第 9 号 家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書の提出について、発議第10号 鳥獣被害対策の充実を求める意見書の提出について、発議第11号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」の速やかな制定を求める意見書の提出について、以上 4 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2 番。

〔 2 番 藤井六一君登壇 〕

2 番（藤井六一君） ただいま議長から通告がありましたとおり、意見書 4 件につきまして順次説明させていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第 8 号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣に提出するものとする。

平成22年 9 月28日提出。

提案理由。

21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求めるため。

21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書。

我が国の景気の現状は、好調な輸出を背景に、リーマンショック後の最悪期は脱することができました。しかしながら、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いています。

特に地方経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいます。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせません。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきであります。

公共施設の耐震化や、近年多発している「ゲリラ豪雨」などの災害対策は、必要な公共事

業として潜在的需要が高いと考えます。

このように、必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込めます。

政府におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる以下のような21世紀型の公共投資について、予算確保と執行を強く求めます。

記。

1．学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。

2．太陽光発電の設置や、介護施設の拡充といった21世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。

3．老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年9月28日。

静岡県下田市議会。

次に、発議第9号 家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に提出するものとする。

平成22年9月28日提出。

提案理由。

家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求めるため。

家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書。

「家電エコポイント」制度及び「住宅エコポイント」制度が本年度末までに終了することを受け、消費者や経済界から再延長及び延長を求める声も出ています。

この2つの制度は、地球温暖化対策を進め、環境負荷の少ない低炭素社会への転換を図りながら、景気刺激策として経済の活性化にも大きな効果を発揮しています。

本年度後半には景気対策の効果が薄れてくることが想定されています。現状では、景気はまだ自律回復の軌道に乗っているとはいえません。

政府におかれては、景気回復に向けて重要な局面に差しかかっていることを十分に認識し、今後も経済の押し上げ効果がある家電エコポイント制度の再延長と住宅エコポイント制度の延長を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月28日。

静岡県下田市議会。

次に、発議第10号 鳥獣被害対策の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、鳥獣被害対策の充実を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、総務大臣、内閣官房長官に提出するものとする。

平成22年9月28日提出。

提案理由。

鳥獣被害対策の充実を求めるため。

鳥獣被害対策の充実を求める意見書。

今日の野生鳥獣（イノシシ、シカ、猿等）被害の拡大は極めて深刻です。

平成20年度における野生鳥獣による農作物への被害は、下田市を含め全国では199億円にもなり、経済的な損失にとどまらず農業や林業者の生産意欲を著しく後退させております。

そして、少子高齢化の現状とあわせ、中山間の集落の崩壊を引き起こしつつあります。

平成20年2月には、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が施行され、国が市町村の被害防止の取り組みを援助する「鳥獣被害防止総合対策交付金」が3カ年の特別措置されております。

しかし、最終年度に当たる今年度の同交付金の予算額は減少し、各県の要望額を満たしておりません。水源の涵養や郷土を保全する里山を守り、安心して農林業等が継続できるまちづくりが大切です。

引き続き、国、都道府県、市町村が一体となって進める野生鳥獣対策の充実が必要です。そこで、国におかれては、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、予算の増額措置をされるとともに、来年度以降の継続実施を初めとして、野生鳥獣対策の充実強化を図られるよう、下記のとおり強く要望します。

記。

1. 被害実態の調査と被害を防除する対策の強化。

イ) 電気さくや防護さくの設置費用更新への補助の増額強化。

ロ) 猿対策モンキードッグや追い払い対策。

ハ) 鳥獣害防止緩衝地帯の整備。

## 2. 駆除対策の充実。

イ) 猟友会等、狩猟者と協力対策の強化。

ロ) 専任捕獲班の設置等。

## 3. 鳥獣害に強い集落づくりへの援助。

イ) 市町村、県をまたいだ広域の援助。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年9月28日。

静岡県下田市議会。

次に、発議第11号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣に提出するものとする。

平成22年9月28日提出。

提案理由。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求めるため。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書。

日本社会の急速な少子・高齢化はさまざまな課題を日本社会に投げかけ、新たなライフスタイルと、それを支える社会システムの構築が求められています。

年金・医療・福祉などの社会福祉制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増大が社会問題となっています。さらに、2000年以降の急速な構造改革は、経済や雇用、産業や地方など、さまざまな分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、傷害を抱えて人々や社会とのつながりがつけない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体が、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開しています。この一つである「協同出資・協同経営で働く協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、地域課題の解決に対する有力な手段の一つとして大変注目を集めています。

しかしながら、これらの活動をさらに活発にしていくためには、社会的理解や法制度を引き続き整備していく必要があります。既に欧米では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同出資・協同経営で働く協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、国会では超党派の議員連盟が立ち上がるなど、法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は切り離すことができません。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す「協同出資・協同経営で働く協同組合」は、市民事業による市民全体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を興し、社会に参加する道を開くものです。

新しい労働のあり方や就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年9月28日。

静岡県下田市議会。

以上4件、提出者、下田市議会議員、藤井六一。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく田坂富代、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 発議第8号から発議第11号について提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第8号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出につ

いてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第9号 家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第10号 鳥獣被害対策の充実を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第11号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

発議第8号から発議第11号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第8号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第8号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第9号 家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第9号 家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第10号 鳥獣被害対策の充実を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第10号 鳥獣被害対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第11号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第11号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成22年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時39分閉会